



平成 26 年 4 月 1 日策定  
令和 2 年 3 月 23 日改訂

## 横浜市立岩井原中学校いじめ防止基本方針

### 第 1 章 いじめ防止に向けた学校の考え方

#### 【基本姿勢】～パワー オブ ピース宣言～

- 人を思いやる心
- 理解し合うための対話
- 全ての命への感謝

「明るい学校、楽しい生活」を送ることが出来るようにするために、本校生徒会が宣言した「パワー オブ ピース宣言」を生徒・教師一人ひとりが実践して、いじめのない学校づくりに努めていく。

#### 1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 2 条にあるように、「いじめ」とは「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している一定の人的関係にある、他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているもの」をいう。

#### 2. いじめの防止等に向けての基本理念

いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害ある。

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。つまり、自他を理解しながら成長する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

### 第 2 章 「学校いじめ防止対策委員会」（以下、委員会と称す）の設置

#### 1. 委員会の構成員

①校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導専任、生徒指導部、養護教諭

\* 必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

#### 2. 委員会の運営

①委員会は月 1 回以上、定期的に開催し、ケースカンファレンスを実行する。

ただし、いじめの疑いがあった場合、直ちに校長の招集により委員会を開催する。

②校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定し、いじめ事案に取り組む。

③委員会開催時は、会議録を作成・保管し、進捗状況の確認及び管理を行う。

④広報等、外部との対応時の役割分担の中枢となる。

⑤重大事態が起こった場合、委員会が中核となり調査する。

⑥いじめ防止に向けた年間計画の作成や P D C A サイクルでの検証を行う。

#### 3. 委員会の活動内容

##### (1) 未然防止

①いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境をつくる。

②委員会の存在及び活動を、生徒及び保護者・地域・関係諸機関に周知する。

## (2) 早期発見・事案対処

- ①いじめの相談・通報の窓口を設置し、学校便り等を通し周知する。
- ②いじめの疑いや問題行動等に対する情報を収集する。また、記録を取り、情報の共有を図る。
- ③いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対する定期的なアンケートや聴き取り、教育相談等を実施し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を委員会が行う。
- ④いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導体制、保護者との連携といった対応方針を委員会が決定し、組織的に対応する。

## (3) 取組の検証

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ②学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に関する校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ③学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即し、適切に機能しているかの点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）を行う。

# 第3章 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

## 1. いじめの未然防止

- 全ての教育活動を通じ、人権教育・道徳教育を充実させる。
- ①パワー オブ ピース宣言を柱とした、生徒の主体的な取組を支援していく。
  - ②YP アセスメント等を積極的に活用し、授業・特別の教科道徳・特別活動・学級活動・学校行事を通じて生徒が望ましい人間関係をつくっていけるよう支援する。
  - ③わかりやすい授業を心がけ、その中で生徒の様子の把握や人間関係づくりを実践していく。
  - ④「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用する。
  - ⑤保護者との関係を構築する。学校と保護者は生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、家庭訪問、連絡帳、保護者面談等によるコミュニケーション機会を設定し、相談への組織的な対応をとる。

## 2. いじめの早期発見

- ①定期的及び日常的な教育相談を行い、日頃から相談しやすい環境づくりに努める。
- ②定期的なアンケート調査、いじめ解決一斉キャンペーンを実施し、教育相談の充実を図る。
- ③いじめの定義理解を含む教職員への研修を計画的に実施する。また、いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）を行う。
- ④情報モラル教育を推進し、インターネット上のいじめへの対策、対処法を学ぶ。

## 3. いじめに対する措置

- ①いじめの疑いがあった場合、委員会が中心となり、組織的に情報共有・対応方針決定・記録を行う。
- ②被害生徒に寄り添い、本人及び保護者への支援を行う。また、加害生徒及び保護者への指導・支援をスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職、こども・家庭支援相談、学警連制度等を活用して関係諸機関とも連携を強化しながら実施する。

## 4. いじめの解消

- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
  - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

## 5. 教職員への研修

- ①生徒の心理や、行為・行動の背後にある生徒同士の人間関係を捉える能力を高めるために、実践的な研修を企画し実施する。
- ②いじめ防止対策推進法の確実な運用が行われるための研修を実施する。
- ③「傾聴」やカウンセリングスキルに関する研修、人権教育、特別支援教育に関する研修等を講師を招聘しての校内研修を実施するとともに校外での研修に積極的に参加する。

## 6. 学校運営協議会、学校・家庭・地域連携事業の活用

いじめの問題や学校が抱える課題を保護者・地域と共有し、連携・協働して取り組めるよう情報公開し、社会全体でいじめの解消に取り組む風土を作る。

## 7. 取組の年間計画

月	取組内容	備考
4月	年間計画と重点指導内容の確認、引き継ぎ いじめの定義、生徒指導理解研修	入学式、朝会、保護者説明会、学年集会、地域等で基本方針説明
5月	生活アンケート①実施、YP アセスメント実施① 教育相談①	地域訪問 学校運営協議会
6月	小中ブロック研修会①	
7月	横浜こども会議（中学校ブロックでの話し合い①）	保護者面談 学家地連総会「いじめ防止への取組」
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修会 小中ブロック研修会②	
9月	生活アンケート②実施、教育相談②	
10月	YP アセスメント実施②	
11月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い②）	学家地連事業（子ども会議発表）
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組、 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・面談）	保護者面談
1月	教育相談③	
2月	年度の振り返り	学校運営協議会
3月	新年度への引き継ぎ	
通年	いじめ防止対策委員会（月1回、随時）	

## 第4章 いじめ重大事態への対処

### 1. 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

### 2. 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

## 第5章 いじめ防止対策の点検・見直し

1. いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。
2. 必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

## 参考資料

- (1) 「横浜市いじめ防止基本方針」（平成29年10月改定）
- (2) 「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月14日改定）